

## ■委員長報告概要■

		令和2年5月臨時会
		新型コロナウイルス感染症対策 特別委員会
議案件名	議案第54号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について	
概 要	<p>■ 健康増進課分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歳出は、4款衛生費1項保健衛生費8目新型コロナウイルス対策費を1,482万6,000円計上</li> <li>○ 発熱外来を山陽小野田市急患診療所で開始し、今年度末まで行うために必要な費用</li> <li>○ 歳入は、14款使用料及び手数料1項使用料3目衛生使用料1節衛生使用料を588万2,000円計上。急患診療所の診察料</li> </ul> <p>■ 商工労働課分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 7款商工費1項商工費6目新型コロナウイルス対策費を4億6,279万円計上</li> <li>○ 事業の目的は、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となるよう事業全般に広く使える資金として給付金を給付するため</li> <li>○ 市内に事業所を有する中小企業、又は個人事業主もしくは市内に住民登録のある個人事業主を対象とする。</li> <li>○ 受給要件は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から5月のいずれかの月の売上げが前年同月比で20%以上減少していること。本給付金申請の時点で、事業を継続する意思を有していること。</li> <li>○ 申請期間は令和2年7月31日までで、6月1日から受付を開始する予定</li> <li>○ 支給額は、1事業者当たり一律20万円</li> <li>○ 申請方法は、メール、郵送又は商工労働課に直接提出。その他、小野田商工会議所、山陽商工会議所、山陽総合事務所、埴生支所、南支所でも提出可</li> <li>○ 受給者は、約2,300社を見込んでいる。</li> </ul>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>■ 健康増進課分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 18節備品購入費で購入予定のパルスオキシメーターは、指に付けて酸素飽和度を測定する機器</li> <li>○ 時間外勤務手当については、現在行っている平日夜間の診療を当面、一時休止することに伴い、現地職員を最初の2週間程度配置するため</li> </ul> <p>■ 商工労働課分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 比較対象の売上げが存在しない昨年6月以降の起業についても特例として対象にするようにしたい。</li> <li>○ 周知については、商工会議所会員へのお知らせと市のホームページ、フェイスブック、新聞記事、広報掲載のほか、各公共施設にチラシを置く。</li> <li>○ 2019年度の確定申告の書類を紛失した者は、2018年度の書類でも申請可</li> <li>○ 市内に事務所がある市外業者も申請できる。</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類の作成は、商工労働課で書き方の説明等を行う。</li> </ul>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第55号 令和2年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染者等に、傷病手当金を支給する市国民健康保険条例の改正に伴うもので、歳入歳出とも60万円を増額し、予算総額を74億6,525万8,000円とするもの</li> <li>歳入は、傷病手当金に係る財源として、5款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金を60万円計上</li> </ul>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	質疑なし
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第56号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い所要の改正を行うもの</li> <li>収入が大幅に減少した場合に、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予</li> <li>中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置。概要は、中小事業者等に対して令和3年度課税分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロにする。</li> <li>生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充。概要は、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるもの</li> <li>イベントを中止等した事業者に対してチケットの払戻請求権を放棄した者の個人住民税に寄附金控除を適用。概要は、所得税において寄附金控除となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして、当該地方団体の条例で定めるものを、個人住民税の税額控除の対象とする。</li> <li>自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置を令和3年3月31日まで延長</li> <li>住宅ローン控除の適用要件の弾力化。住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するもの</li> </ul>

論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 寄附金控除が適用される中止等のイベントとは、その主催者がスポーツ庁や文化庁に申請をした上で、承認を受けたもの</li> <li>● 住宅ローン控除は、新型コロナウイルスの影響で入居が遅れた場合に、その適用期間を1年間延長。控除期間が令和15年で終了するものが令和16年まで、その入居が遅れた日にあわせて、適用も1年延びる。</li> </ul>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第57号 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方税法の一部を改正する法律が令和2年4月30日公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの</li> <li>● 中小事業者等が所有する事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置。新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等に対して令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋に係る都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとするもの</li> </ul>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和3年1月1日から1月31日までに認定経営革新等支援機関等の認定を受けて申請をする</li> <li>● 商工労働課等とも連携しながら、周知を図っていく。</li> <li>● 事業用と居住用が一緒になった建物の場合、事業用家屋に係る部分が対象となる。</li> </ul>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第58号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険制度における新型コロナウイルス感染症に関する対応策として、介護保険料の減免を行うに当たり必要な改正を行うもの</li> <li>● 同項ただし書として「市長が災害その他の理由によりこれらの期限までに申請書を提出することが困難であると認めるときは、市長が別に定める期限まで申請書の提出期限を延長することができる」との文言を追加する。</li> <li>● 減免により減少した保険料収入については、国が交付金により措置することとなる。</li> </ul>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のうち、前年と比較して30%以上収入が減少している方が対象となる。</li> <li>● 年金以外に別の収入がある方は、約5,300名</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 減免割合は10割か8割</li> </ul>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第59号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民健康保険制度における新型コロナウイルス感染症に関する対応策として国民健康保険料の減免及び傷病手当金の支給を行うに当たり必要な改正を行うもの</li> <li>● 保険料の減免を受けようとするものは、納期限前7日までに申請書を提出しなければならないとされているが、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限、特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日が設定されているものを減免対象とする。</li> <li>● 減免により減少した保険料収入については、国が交付金により措置する。</li> <li>● 傷病手当金は、会社等に雇われている被用者のうち、国民健康保険に加入中の方が、新型コロナウイルスに感染したとき、または感染が疑われ労務に服することができなかつた場合に、労務に服することができなくなつた日から起算して、3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務につくことを予定した日について支給する。</li> <li>● 支給額は、原則、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2を1日当たりの支給額とする。</li> <li>● 支払つた傷病手当金については、国が交付金により措置する。</li> </ul>
論点又は質疑 によって明らか になつた事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周知については、広報とホームページ、また6月の納入通知書送付時に減免制度と傷病手当金の制度を追記する。</li> <li>● 前年の合計所得金額が300万円以下であるときは、全額免除となる。</li> </ul>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第60号 山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 後期高齢者医療保険制度における新型コロナウイルス感染症に関する対応策として山口県後期高齢者医療広域連合が行う傷病手当金の支給に対応するため、必要な改正を行うもの</li> <li>● 傷病手当金は被保険者が業務災害以外の理由による病気やけがの療養のため、労務に服することができなかつた場合に、所得補償を行うもの</li> <li>● 傷病手当金の支給に関する審査及び支給業務は、全て山口県後期高齢者医療広</li> </ul>

	域連合が行い、本市は当該業務に係る申請書の受付のみを行う
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適用期間は、令和2年1月1日から9月30日となっている。その後でも申請を受け付ける。</li> </ul>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第61号 山陽小野田市急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	<p>新型コロナウイルスの蔓延期などに緊急の医療体制を山陽小野田市急患診療所で実施する必要がある期間、状況に応じて、現在、急患診療所で実施している平日夜間の内科診療及び休日の小児科診療を臨時的に休診できるようにするため、「前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた場合は急患診療所の全部又は一部を臨時に休診することができる」との1項を加える。</p> <p>発熱外来の開始は令和2年5月18日。診察時間は月曜日から土曜日の12時半から14時半を予定しており、電話予約制で運営する。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 準備するマスク、手袋は、在庫がある。フェイスシールドは、準備できる見込みがある。合わない場合は手づくりを考えている。</li> <li>● 医療用のエプロンは、ナイロン袋を加工したものを準備している。</li> <li>● 告知は、市のホームページ、6月1日号の広報、各医療機関や薬局等にチラシの配布</li> <li>● 今までどおり小児科の休日診療は実施する。</li> <li>● 新型コロナウイルス感染症ではない疾患で検査が必要な場合は、市民病院も含んで幾つかの協力機関が対応することになっている。</li> <li>● 発熱外来では、PCR検査、抗原検査等は予定していない。</li> </ul>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決